

◎地域自立支援協議会

「障害者自立支援法」の実施に伴い、各自治体に地域自立支援協議会が設置されています。
設置の時期や活動内容は様々ですが、今回は岡山市の例を紹介します。
岡山市の二つの協議会には、学校もメンバーの一員として参加しています。



ち い き じ り つ し え ん き ょ う ぎ かい

地域自立支援協議会について (岡山市版)

おかやましばん
(岡山市版)

しょう 障がいのある方・家族、また、その家庭を支える関係者において、
たいおう 対応できないことや今後どうすればよいのか見通しが立たないこと
な などがあれば各地域自立支援協議会の運営機関にご相談してみてください。
こじん 個人、きかん 機関、だんたい 団体、どなたからでもお受けします。

【運営機関と担当エリア】

協議会名	運営機関	連絡先	担当エリア
岡山市中央・北 地域自立支援協議会	地域サポートセンター 仲よし	086-214-5103 昭和町 6-26	岡山市 中央・北 福祉事務所 (含旧御津・建部町)
	障害者生活支援センター	0867-22-5200 建部町福渡 834-2	
岡山市南西 地域自立支援協議会	支援センター コンドル	086-261-7228 浦安本町 208-6	岡山市 南・西 福祉事務所 (含旧灘崎町)
	おかやま福祉の郷 地域活動支援センター	086-245-7361 平田 407	

※協議会は岡山市の補助事業により設置運営されています。

【協議会の目的】

身体障がい(児)者・知的障がい(児)者・精神障がい(児)者の望む日常生活や自立した地域生活を支援するために、関係機関によるネットワークを築き、地域サービスの整備充実を図り、また、障害者自立支援法の円滑なる推進などを目的とします。

【協議内容】

協議会は、目的を達成するため次のことを行います。

- (1) 各地域における支援困難なケースのサービス調整や支援
○本人や関わっている関係者だけでは解決できないケースについての検討
- (2) 関連機関における相互の情報交換
○地域で不足しているサービスの把握や今後について
○色々なサービスについての情報交換
- (3) 相談支援事業者における適正な運営等に関する評価
○困っている方へ適切に対応しているかの見直し
- (4) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保
○利用者とサービス提供事業者が対等であるかなどの見直し
- (5) 各種研修
- (6) その他目的達成に必要な事項 など

